

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 教育改革室 1頁

お 知 ら せ

平成20年7月1日付け三重県公報号外により教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年七月一日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十六号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「三重県立上野農業高等学校 伊賀市 全日制」を
「三重県立上野農業高等学校 伊賀市 全日制」
「三重県立伊賀白鳳高等学校 伊賀市 全日制」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

発 行
津市 広明町 13番地
三重県 教育委員会

印 刷
有限会社 第一プリント社